

# 茨城県後期高齢者医療広域連合長の選挙に関する規則

平成 20 年 12 月 1 日

規則第 8 号

改正 平成 21 年 9 月 17 日 規則第 9 号

改正 平成 27 年 4 月 21 日 規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 茨城県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の広域連合長の選挙については、茨城県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年市町村指令第 23 号。以下「規約」という。）第 12 条第 1 項から第 3 項までに規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(任期満了による選挙)

第 2 条 広域連合長の任期満了による選挙は、その任期が終わる日の前 30 日以内に行う。ただし、広域連合の選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合における広域連合長の任期満了による選挙は、その任期満了の日以後、50 日以内に行わなければならない。

(選挙長)

第 3 条 広域連合長の選挙を行うときは、選挙長を置く。

2 選挙長は、選挙管理委員会が選任した者をもって、これに充てる。

3 選挙長は、この規則に定める広域連合長の選挙に関する事務を担当する。

(選挙期日等の告示)

第 4 条 広域連合長の選挙を行うときは、選挙長は、選挙の期日、候補者の届出期間、期日前投票の開始日、選挙会の期日その他選挙長が必要と認める事項を、少なくとも候補者の届出期間の初日の 14 日前までに告示するとともに、関係市町村（規約第 2 条に規定する関係市町村をいう。以下同じ。）の長に通知しなければならない。

2 前項に定める候補者の届出期間は、休日（茨城県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例（平成 19 年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第 1 号）第 1 条第 1 項に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く 2 日間とする。

3 第 1 項に定める期日前投票の開始日は、少なくとも選挙の期日前 5 日までの日とする。

(選挙立会人)

第5条 選挙長は、前条における候補者の届出期間の終了後、関係市町村の職員又は広域連合の職員の中から、本人の承諾を得て、2人以上の選挙立会人を選任し、前条の規定により告示された選挙の期日の前日までに、当該本人に通知しなければならない。

2 選挙立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。

(候補者の届出)

第6条 候補者となろうとする者は、第4条の規定により告示された候補者の届出期間（以下「届出期間」という。）に、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）によることなく、茨城県後期高齢者医療広域連合長選挙候補者届出書（様式第1号）により、その旨を選挙長に届出なければならない。

2 関係市町村の長が、他の関係市町村の長を候補者としようとするときは、当該本人の茨城県後期高齢者医療広域連合長候補者推せん届出承諾書（様式第2号）を添えて、届出期間に、郵便等によることなく茨城県後期高齢者医療広域連合長候補者推せん届（様式第3号）により、その旨を選挙長に届出をすることができる。ただし、同一の選挙において2人以上の者を候補者として推せんすることができない。

3 前2項に規定する届出については、代理人により届けさせることができる。

(候補者の告示)

第7条 第4条に規定する候補者の届出期間の終了後、選挙長は、直ちに候補者の氏名及び公職名を告示し、関係市町村の長に通知しなければならない。

(投票所)

第8条 投票所は、選挙管理委員会が指定する場所に設ける。

2 投票所は、午前9時に開き、午後4時に閉じる。

(投票の方法)

第9条 投票は、1人1票に限る。

2 関係市町村の長は、前条に定める投票所において投票用紙（様式第4号）の交付を受け、当該投票用紙に候補者の1人の氏名を自書して、これを投票箱に入れなければならない。

3 選挙長は、投票に2人以上の選挙立会人を立ち合わせなければならない。

(期日前投票)

第10条 選挙の当日に公務等に従事すると見込まれる関係市町村の長の投票については、第

4条の規定により告示された期日前投票の開始日から選挙の期日の前日までの間（ただし、休日を除く。次条において同じ。）、選挙管理委員会が指定する期日前投票所において、行わせることができる。

2 第8条第2項及び前条の規定は、期日前投票について準用する。

3 関係市町村の長が期日前投票を行った後において、当該関係市町村の選挙により期日前投票を行った者と異なる者が当該関係市町村の長（以下「新たな関係市町村の長」という。）となった場合は、新たな関係市町村の長は、投票を行うことはできない。

（不在者投票）

第11条 第4条の規定により告示された期日前投票の開始日から選挙の期日の前日までの間、引き続き公務等に従事すると見込まれる関係市町村の長の投票については、第8条及び第9条（第1項を除く。）の規定にかかわらず、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行わせることができる。

2 前項に定める不在者投票管理者は、関係市町村の後期高齢者医療主管課長の職にある者をもって充てる。

3 不在者投票管理者は、第4条の規定により告示された期日前投票の開始日の前日までに、当該関係市町村の職員の中から、本人の承諾を得て、1人以上の不在者投票の投票立会人を選任し、当該関係市町村の長が不在者投票を行う際に、これに立ち会わせなければならない。

4 第1項の規定による投票をしようとする関係市町村の長は、投票用紙及び投票用封筒（様式第5号）の交付を茨城県後期高齢者医療広域連合長選挙投票用紙等交付請求書（様式第6号）により請求するものとする。

5 不在者投票管理者は、第1項の規定によって投票を受け取った場合においては、投票用封筒に投票の年月日及び場所を記載し、及びこれに署名し、かつ、第3項に定める投票立会人にあつては署名をさせ、さらにこれを請求書とともに他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を明記し、選挙の当日の投票終了時刻までに選挙長に送致し、又は郵便等をもって送付しなければならない。

（開票の期日）

第12条 開票は、選挙の当日において投票時間の終了後、直ちに行う。

（選挙会）

第13条 選挙会は、選挙の期日から2日以内（ただし、休日を除く。）に開催するものとする。

- 2 選挙長は、2人以上の選挙立会人の立ち会いのもとに、選挙会を開いて投票を点検し、当選人を定めなければならない。
- 3 投票の効力は、選挙立会人の意見を聴き、選挙長が決定しなければならない。
- 4 選挙会は、選挙長が指定する場所で開く。

(無効投票)

第14条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの
- (2) 候補者でない者の氏名を記載したもの
- (3) 一投票中に2人以上の候補者の氏名を記載したもの
- (4) 候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職業、身分又は敬称の類を記載したものは、この限りでない。
- (5) 候補者の氏名を自書しないもの
- (6) 候補者の何人を記載したかを確認し難いもの

(当選人)

第15条 当選人は、有効投票の最多数を得た者とする。

- 2 当選人を定めるに当たり得票数が同数であるときは、選挙会において選挙長がくじで定める。

(無投票当選)

第16条 第6条の規定による届出のあった候補者が1人であるとき、又は1人となったときは、投票は、行わない。

- 2 前項の場合において、選挙長は、選挙会を開き、当該候補者をもって当選人と定めなければならない。

(当選人の告知及び当選人の告示)

第17条 選挙長は、第15条及び前条の規定により当選人が定まったときは、直ちに当選人に当選の旨を告知し、かつ、当選人の氏名及び公職名を告示しなければならない。

(選挙結果の報告)

第18条 選挙長は、第15条及び第16条の規定により当選人が定まったときは、その結果を速やかに関係市町村の長に報告しなければならない。

(選挙録の作成)

第19条 選挙長は、茨城県後期高齢者医療広域連合選挙録(様式第7号。ただし、第16条の

規定により無投票となった場合にあつては、様式第8号)を作成し、選挙立会人とともに、これに署名しなければならない。

(補則)

第20条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

茨城県後期高齢者医療広域連合長選挙候補者届出書

茨城県後期高齢者医療広域連合長選挙

(ふりがな)	
候補者氏名	
住所	
生年月日	年 月 日生
公職名	

私は、上記のとおり茨城県後期高齢者医療広域連合長の選挙に関する規則第6条第1項の規定に基づき、茨城県後期高齢者医療広域連合長の立候補の届出をします。

年 月 日

茨城県後期高齢者医療広域連合選挙長 あて

氏名

印

様式第2号（第6条関係）

茨城県後期高齢者医療広域連合長選挙候補者推せん届出承諾書

茨城県後期高齢者医療広域連合長選挙

(ふりがな)	
氏 名	
住 所	
生 年 月 日	年 月 日生
公 職 名	

私は、上記のとおり茨城県後期高齢者医療広域連合長の選挙に関する規則第6条第2項の規定に基づき、茨城県後期高齢者医療広域連合長の候補者になることを承諾します。

年 月 日

茨城県後期高齢者医療広域連合選挙長 あて

氏 名

印

様式第3号（第6条関係）

茨城県後期高齢者医療広域連合長選挙候補者推せん届

茨城県後期高齢者医療広域連合長選挙

(ふりがな)	
候補者として推せんする者の氏名	
公 職 名	

私は、上記のとおり茨城県後期高齢者医療広域連合長の候補者として、茨城県後期高齢者医療広域連合長の選挙に関する規則第6条第2項の規定に基づき、茨城県後期高齢者医療広域連合長候補者推せん届出承諾書を添えて、届出をします。

年 月 日

茨城県後期高齢者医療広域連合選挙長 あて

推せん届出者の公職名

氏 名

印



氏 名
年 月 日 執行
茨城県後期高齢者医療広域連合長選挙投票 印
○ 注意
一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
二 候補者の氏名のほかは何も書かないこと。

表

年 月 日執行  
茨城県後期高齢者医療  
広域連合長選挙

不在者投票

茨城県後期高齢者医療  
広域連合選挙長  
印

氏名
投票者

○注意  
氏名は、必ず自分で  
書いて下さい。

裏

投票の場所

投票年月日

年  
月  
日

投票立会人 氏名	不在者投票 管理者氏名

様式第6号（第11条関係）

茨城県後期高齢者医療広域連合長選挙投票用紙等交付請求書

私は、 年 月 日執行茨城県後期高齢者医療広域連合長選挙について、期日前投票の開始日から選挙の当日までの間、公務等に従事することから、茨城県後期高齢者医療広域連合長の選挙に関する規則第11条第4項の規定に基づき、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

年 月 日

茨城県後期高齢者医療広域連合選挙長 あて

公職名

氏名

様式第7号（第19条関係）

年 月 日執行 茨城県後期高齢者医療広域連合選挙録

1 選挙の場所				
2 投票の時刻	時 分 開始		時 分 終了	
3 投票の状況	投票者数			
	人			
4 選挙会開閉時刻	年 月 日 時 分 開会		年 月 日 時 分 閉会	
5 開票の結果	投票総数 (B)+(C)=(A)	有効投票 (B)	無効投票 (C)	無効投票率(%) (C)/(A)*100
6 選挙の結果 当選人及びその 他の候補者の得票 数		氏 名	得 票 数	
	当 選 人			

年 月 日 調製

選挙長 (氏名) \_\_\_\_\_

この選挙録の記載が真正であることを確認して署名する。

選挙立会人 (氏名) \_\_\_\_\_

選挙立会人 (氏名) \_\_\_\_\_

様式第8号（第19条関係）

（無投票用）

年 月 日  
執 行

年 月 日告示茨城県後期高齢者医療広域連合長選挙選挙録

茨城県後期高齢者医療広域連合長選挙選挙録

1 選挙会開設場所	所在地				施設の名称		
2 選挙立会人	所 属	職 名	氏 名	参会又は選任時刻	辞職の時刻	辞職の事由	
(1) 選挙長の選任した者				時 分	時 分		
				時 分	時 分		
				時 分	時 分		
3 選挙会開閉時刻	年 月 日 時 分 開会			年 月 日 時 分 閉会			
4 無投票の事由	届出のあった候補者の数が1人であったため						
5 当選人及びその他の候補者							
(1) 当 選 人	氏 名	性別	住 所	年齢	公 職 名	備 考	
(2) 当選人となるべき候補者で当選人の決定を受けなかった者	氏 名	事 由					
6 選挙会事務従事者	総 数	人	内	{ 1 広域連合選挙管理委員会書記 人 2 広域連合の職員 人 3 その他の者 人			

年 月 日 調製

茨城県後期高齢者医療広域連合長選挙選挙録

（職）

（署名）

我々は、この選挙録が真正であることを確認して、署名する。

選挙立会人（署名）

選挙立会人（署名）

選挙立会人（署名）

備 考

- この選挙録は、無投票用であるため注意すること。
- 無投票の事由及び当選人となるべき候補者で当選人の決定を受けなかったものに関する事由は、明確に記載しなければならない。
- この様式に掲げる事項のほか、選挙長において、選挙会に関し緊要と認める事項があるときには、これを記載しなければならない。
- 選出区分が2以上ある場合は、別個に作製すること。